

平成23年10月27日

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

回 答 書

質問1. パート労働者への社会保険適用のあり方について

母子世帯の母は大半が独立した生計の最大の担い手であり、乳幼児を抱えた世帯の多くが養育費等、他の収入がほとんどなく、どんな形であれ働くことが必要です。働く全ての母子世帯の母が社会保険に加入できるような制度へ改正されることを望みます。

雇用保険においては、短時間労働者の常用的雇用が基本となっているように、パート労働者についても、生計の中心である被用者に対する社会保険の適用拡大は必要であると考えます。

- ① パート労働者（短時間労働者）に対する社会保険の適用拡大の必要性についてどう考えるか。

【回答】生計の担い手であるパート労働者にとっては、社会保険の支えが必要であると考えます。制度としては、雇用保険の適用基準に健康保険と厚生年金の適用基準を合わせ、全ての労働者が加入しやすい制度となることを望みます。

また、適用拡大により国民年金保険から厚生年金保険に切り替わることで保険料の負担が減り、さまざまな保障が得られ、安定した生活を送ることが可能となります。将来的な観点でも、本人が年金収入を得ることで、老後の生活が安定します。

- ② 被用者には、被用者にふさわしい年金・医療保険を確保すべきとの考え方について、どう考えるか。

雇用形態に拘わらず全ての雇用労働者への社会保険適用および基礎年金の最低保障機能の強化など、国民皆年金、国民皆保険の実現にむけた取組を進めていただきたい。

(年金について) 社会保険が適用されていないパート労働者のうち、特に国民年金の第1号被保険者は老後に所得が十分に確保できない可能性が強い。特に、

パート労働者の中でも、若年フリーター層や母子家庭の母の老後の所得保障のあり方をどう考えるか。

【回答】現在、年金そのものを信用していないかたが多いのではないのでしょうか。将来を担う若い世代に、保障制度であることを今以上に説明する必要があると思います。

老後に年金が支給される仕組みがしっかりと構築され、理解されるよう、適用拡大を推進していただきたい。まずは年金に対する不信感（受給額の確実性の欠如）を解消しなければならないと思います。

（医療保険について）本来被用者保険に加入すべき被用者でありながら、地域保険に加入し、事業主が費用（保険料）の半額を負担する被用者保険の適用を受けられないパート労働者の医療保障のあり方をどう考えるか。

【回答】母子世帯の母は生計の担い手でありながらパート労働者として働かざるを得ないケースが極めて多いので、常用労働者と同様の健康保険に加入できるような制度にしていただきたい。保険料の負担においても事業主が半額負担となるため、国民健康保険等より負担が少なくなり、また、出産手当金や傷病手当金等の保障も得られることで、生活の安定につながります。

しかし、適用拡大となると事業主の保険料負担も多くなるため、ますます雇用調整等を行うという危険性が懸念されるので雇用政策に対しても検討していただきたい。

④ 社会保険制度における、働かない方が有利になるような壁を除去し、就労促進型、少なくとも中立なものに転換すべきとの考え方について、どう考えるか。現行の適用基準による「就業調整」の発生が、働くことを希望する労働者の能力発揮や企業の生産性向上の機会を損ね、ひいては社会経済にマイナスの影響を与えている可能性について、どう考えるか。

【回答】「就業調整」により働くことと損するような逆転現象がおきないように、働いた分だけ見返りがある中立的な制度にしなければならないと思います。母子家庭の母の就労収入は「就業調整」以前の問題であると考えます。

⑥ 企業の社会保険料負担を業種や雇用形態によって異なる公平なものにするべきとの考え方について、どう考えるか。

【回答】社会保険制度は、業種や雇用形態により適用除外や雇用調整が発生することなく、格差のない制度にしていきたい。

質問2. パート労働者である母子世帯の母の就労実態と適用拡大について

当協議会において質問項目について下記のとおり緊急調査を実施し、その結果に基づき回答いたします。

1. 調査期間：10月17日～21日

2. 調査対象団体全国58加盟団体 回答団体43団体

(緊急調査のため各団体において実施した調査、聞き取り調査、母子家庭等就業自立支援センター相談実績等によるものであります。)

貴会に所属する、または把握している母子世帯について、

① 被用者として就労して所得を得ている世帯はどの程度か。また、そのうち、パート労働者として就労している世帯はどの程度か。

【回答】被用者として就労して所得を得ている世帯 78.8%

そのうち、パート労働者として就労している世帯 54.9%

② そうしたパート労働者のうち、週所定労働時間が30時間を超えないような、比較的短時間の就労をしている者はどの程度か。

【回答】比較的短時間の就労をしている者 47.5%

③ 年金や医療保険の適用状況はどうか。

【回答】 ほとんど適用なし。

④ 短時間の就労を理由は何か。こうした者は、どのような業種・職種に就労している傾向があるか。

【回答】短時間就労の理由 1. 子どもが小さいので短時間しか働けない。
2. 雇用者の条件によるため。

就労している業種・職種

1. スーパー・販売 2. 介護 3. 製造
4. 事務 5. 調理 6. 飲食 7. 配達など

- ⑤ 週所定労働時間が 30 時間を超えないような者のうち、より長い時間勤務して収入を増やすことを望む者はどの程度いるものと考えられるか。

【回答】長い時間勤務して収入を増やすことを望む者

子どもが小さく本人の希望で短時間就労を希望している場合以外は、
ほぼ100%が望んでいる。

質問3. 母子世帯にとっての適用拡大の意義について

- 適用拡大は、母子世帯にとってどのようなメリットがあると考えられるか。また、その理由は何か。

【回答】パートでの就労収入が生計の中心となっている母子家庭にとって、国民年金や国民健康保険に入り、保険料を払い続けるのは大きな負担であり、80%以上の母子・寡婦が老後の生活への不安を感じております。

適用拡大されることにより短時間労働者が社会保険に加入でき、遺族年金や傷病手当金等の保障が得られ、さらに老後の安定にもつながるものと考えます。

しかし、適用拡大により、事業主の保険料負担が増加し、事業主が経費を抑えるために、さらに小間切れの雇用を進める企業も増加する可能性があります。あるいは、雇用そのものが敬遠され、雇用機会が減少するのではないかという懸念もあります。

母子家庭にとって保障と安心が必要不可欠です。健康であれば全ての人が就労促進に向けて頑張れるような制度となることを希望します。

以上